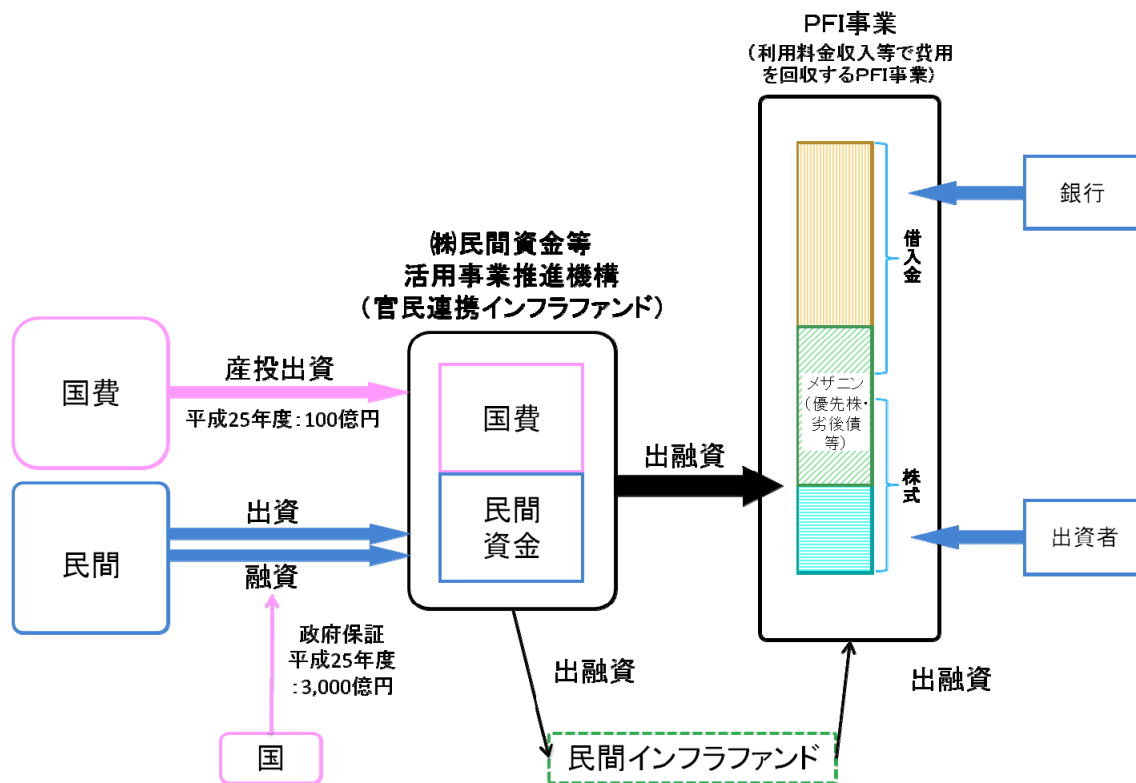


官民連携インフラファンドの概要

官民連携によるインフラファンドの機能を担う(株)民間資金等活用事業推進機構が、利用料金収入等で費用を回収するPFI事業（コンセッション方式を含む）に対し、金融支援（劣後債、優先株の取得等）を実施することにより、PFI事業を推進。
 *平成25年6月12日、「民間資金等活用事業推進機構」の創設を含む「PFI法の改正法」が公布

【官民連携インフラファンドのイメージ】



※ 機構への支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
 ※ 機構は15年間（平成40年3月末）を目途に業務を終了